

平成28年12月5日提出

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

本則中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、本則中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。